< 抜粋 > 災害対策本部運営関係

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 市及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、災害の発生を防御し、又は応急的 救助を行うなど、被害の拡大防止について必要な事項を定める。

- (1) 行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。
- (2) 応急対策は、人命救助に重点をおく。
- (3) 対策内容は、災害時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

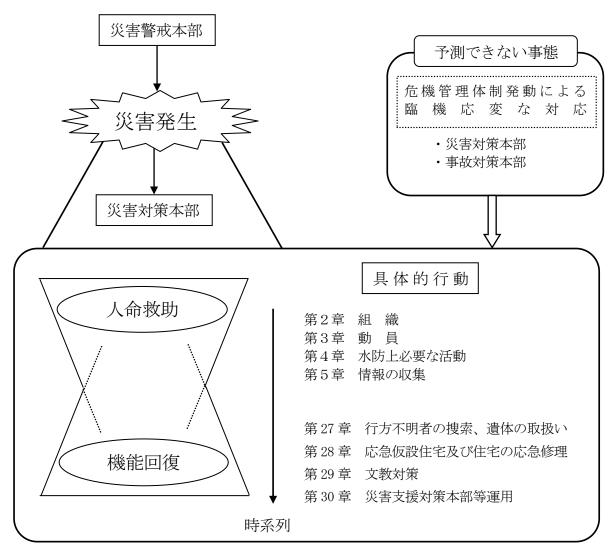


図 災害応急対策計画の考え方

第2章 組織

災害対策本部の編成、組織、事務分掌等、災害対策に必要なすべての組織及び編成について必要な事項を定める。

第1節 宇治市の防災組織等

1. 宇治市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織され、宇治市地域防災計画の作成並びにその実施の推進等を図ることを目的とする。

資料 1 - 8 宇治市防災会議条例 資料 1 - 9 宇治市防災会議運営要綱 資料 1 - 10 宇治市防災会議委員・幹事名簿

2. 宇治市災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項及び宇治市災害対策本部条例(昭和38年宇治市条例第24号)に基づく宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の規定に基づき、市長を本部長として組織され、地域防災計画の定めるところにより、市域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

宇治市災害対策本部組織図は、資料1-12に示すとおりである。

資料 1 -11 宇治市災害対策本部条例 資料 1 -12 宇治市災害対策本部組織図

第2節 本部設置前の災害警戒体制

災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動 及び初期の応急対策を行い、あるいは災害対策本部設置のための判断資料を得る ため、「宇治市災害警戒本部」を設置するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害警戒本部の設置	
各班	気象情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の設置	
平可事伤问	災害警戒本部設置状況	各班、京都府

1. 災害警戒本部 1号配備

大雨、雷雨、風雨等の注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。

2. 災害警戒本部2号配備

- ①浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのあるとき。
- ②大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。

災害警戒本部は、その設置及び閉鎖については、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定するものとし、主として気象状況等の情報収集及び災害発生前の警戒並びに災害発生初期の応急対策にあたるものとするが、各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずるものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部を閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料 1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

資料 1 - 14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項 資料 2 - 52 水防体制指標

第3節 災害対策本部の設置

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先			
本部事務局	災害対策本部の設置				
各班	震度情報、気象情報	気象台等			

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
★ 如事效目	災害対策本部の設置	
本部事務局	災害警戒本部設置状況	各班、京都府

1. 本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置する。

- (1) 特別警報が発表されたとき。
- (2) 局地的集中豪雨又は暴風雨等により、本市域において相当の被害が発生するおそれのあるとき、若しくは気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要が認められるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (4) 広域にわたる食中毒や薬物中毒など予測できない事態や上記で想定した以外の大規模な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

資料2-51 気象等に関する特別警報の発表基準

2. 本部会議室の位置

本部会議室は、市役所7階特別会議室、うじ安心館3階ホール及び大会議室に設置する。

3. 本部事務局

本部事務局は、危機管理課及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。

危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。

4. 本部会議

本部長(市長)は、副本部長、指名されている本部員を招集し、災害対策本部会議を開き、災害情報、被害状況等により、活動の基本方針を決定するものとする。ただし、本部長が本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は、第1副市長、第2副市長、教育 長の順位とする。

第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
十如事效日	災害対策本部の運用	
本部事務局	災害の規模、程度	各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
++17 + 75 P	災害対策本部の運用	
本部事務局	災害対策本部活動状況、集約した情報	各班、関係機関等

1. 災害対策本部の運用

- (1) 本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- (2) 本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- (3) 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。
- (4) 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配備された部署の職務に専念するものとする。
- (5) 本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長及び建設部長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、活動の基本方針の方向性等を統括的に議論する。
- (6) 本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京都府との連絡を密にする。

2. 任務分担

本部各班の業務分掌の概要は、市防災規則第7条第7項の定めるところによる ものとし、その活動細目等については、市防災規則(資料1-15)並びに市災害 対策本部活動計画で定めるものとする。

資料 1-15 宇治市防災規則

3. 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

- (2) 現地災害対策本部の業務
 - ア. 本部長の指示による応急対策に関する業務
 - イ. 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
 - り. 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
 - エ. その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第5節 本部の閉鎖

本市の区域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、 又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長は災害対策本 部を閉鎖する。

第6節 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは、資料1-16 に示す腕章及び標識をつける。

資料1-16 災害対策本部の標識等

第7節 他の機関の活動体制

1. 指定公共機関

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務にかかる、災害及び災害応急対策を迅速に実施するとともに、市が実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるための必要な組織、運営等についてあらかじめ定めておく。

2. 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、市地域防災計画の定めるところにより災害の予防及び災害応急対策を実施する。

第3章 動 員

担当	災害対策本部	本部事務局、	総務班	
1	20 11/1/10/11/11	ヘエ・ロト ユーコンハリ・	かいりんちエ	

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 災害警戒本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先			
本部事務局	災害警戒本部の動員				
総務班	気象情報、災害情報等	気象台等			

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先			
本部事務局	災害警戒本部の動員				
総務班	警戒本部設置状況、動員の連絡	対象となる各班長等			

災害警戒本部を設置した場合における動員数は、下表によるものとし、事務局が指名する本部員は参集する。

事務局及び担当本部員は、状況に応じ各班の長及び職員に対し、待機等必要な指示を行うものとする。

表 災害警戒本部を設置した場合における動員人員の基準

	班	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地区
配備									統括班
1号配值	崩	2人	2人	2人	0人	7人	0人	0人	0人
2号配值	庯	9人	2人	6人	2人	14人	2人	2人	2人

[※]上記以外の班は別途定める。

第2節 災害対策本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

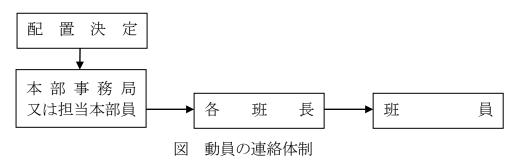
主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先			
本部事務局	災害対策本部の動員				
総務班	気象情報、災害情報等	気象台等			

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先			
本部事務局	災害対策本部の動員				
総務班	対策本部設置状況、動員の連絡	各班長、班員			

1. 動員要領

(1) 動員の連絡体系 動員の連絡体系は、下図に示す。



(2) 動員の方法

- 7. 動員の連絡は災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により系統によって行う。
- イ. 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらか じめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基 づいて行う。
- ウ. 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより動員が困難な場合等を想定して、動員の体制を定めておく。
- (3) 動員の基準となる人数の設定

本部要員の動員招集は班ごとに基準となる動員数を定め、災害対策本部指令に基づき各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

動員の基準となる人数は、下表に掲げる5段階によるものとし、各体制における各班の運用や役割等について別途定める。

表 災害対策本部の動員計画

(注) 数字は動員人数を示す

体制の種類	状 況	動員数の基準	備考
第1号動員	1 大雨、洪水等の注意報又は警報	総務班 9人	他の班員及び
	が発表され、小規模な被害が発生	情報班 2人	施設管理者に
	しているとき、又は、発生するお	消防班 6人	ついては、待機
	それがあるとき。	福祉班 2人	等必要な指示
		建設班 14人	を行う。
		教育班 2人	
		産業班 2人	
		地区統括班 2人	

第2号動員	1 大雨、洪水等の警報が発表され、 相当の被害が発生しているとき、 又は、発生するおそれがあるとき。	総務班 10 人 情報班 10 人 消防班 50 人 福祉班 5 人 建設班 14 人 教育班 2 人 産業班 3 人 地区統括班 2 人	
第3号動員	1 局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に拡がるおそれがあるとき。2 災害救助法の適用があったとき(復興班を指名する)3 特別警報が発表されたとき	各班の4分の1	
第4号動員	 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生するおそれがあるとき。 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生したとき。 局地的に甚大な被害が発生したとき。とき。 	各班の4分の2	
第5号動員	 市の全域に被害のおそれがあるとき。 市の全域に被害があるとき。 	各班の4分の3	

[※]上記以外の班は別途定める。

資料2-52水防体制指標

(4) 被害調査対応職員の指名

初期の災害対応において、早期に被害状況を把握するため、必要に応じて 職員を現地に派遣し被害状況の調査を行う。

被害調査は、本部に動員されている職員の中から本部長が指名し、原則として2名1組で構成することとし、現地の被害状況の調査を実施する。

(5) 上記に定める状況以外の災害の場合、その他動員について必要な事項はそのつど災害対策本部長が指示する。

2. 災害応急対策従事可能人員

各部課等において、応急対策に従事することができる職員の数は、資料 1-17 に示す。

資料 1-17 応急対策要員数

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

地震が発生した時、各地で火災の発生、建築物等の倒壊、道路・橋梁の損壊、 ライフラインの機能停止など、広域的で同時多発的に災害が発生する恐れがあ る。そのため、災害応急対策計画は、速やかに災害応急対策の行動を開始し、 被害の発生を最小限にとどめるとともに、市民の不安をなくし、安定した生活 に早く戻れるようにすることを目的とする。

市は、地震発生後、いちはやく災害対策本部を立ち上げるとともに、防災関係機関の支援・援助のもとに、市民及びボランティア団体等の民間組織と連携し合って災害応急対策の遂行にあたるものとする。そのため、本計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

- 1. 行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。
- 2. 応急対策は、人命救助に重点をおく。
- 3. 対策内容には、震災時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。
- 4. 広域相互応援やボランティア等の外部からの援助が、必要な所に必要な物資・ 人的援助が速やかに配備・配置されることを意識したものとする。
- 5. 情報は、正確で最新のものが伝達できるよう体制を整え、被災者の不安の解消を図るとともに、被災者からのニーズなども吸い上げ、双方向の情報伝達の整備が図れることを考えたものとする。

以上の考え方をまとめて次頁に示した。

第2節 予測できない事態の対応

震災時においては、関係者は、原則として、災害応急対策計画に基づいて対 応するものとする。

しかし、計画通りに対応できないような予測できない事態に遭遇した際には、 被害を最小限にすることを基本とし、各担当部局等の責任において臨機応変に対 応することとする。

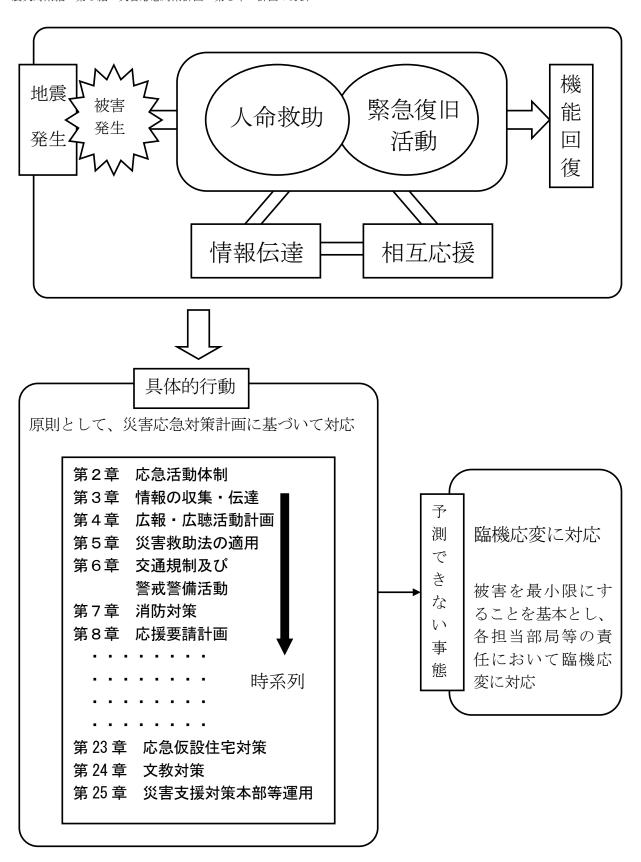


図 災害応急対策計画の考え方

なお、本計画における災害応急活動に関して、時系列的に活動内容を示せば、 次頁のようになる。



災害応急活動

	\bigvee		
0分		◇災害対策本部設置(震度 5 強以上 自動設置) ◇各班職員による情報収集・被害状況把握 ◇各班 実働マニュアルに従って対応 ◇自主防災組織の活動 ◇児童・生徒等の保護	
60分3時間		◇避難誘導(最寄りの避難所への誘導) ◇被災建築物応急危険度判定(災害拠点・避難拠点) ◇避難所の開設・運用 ◇衛生対策 ◇障害物の除去・輸送路確保 ◇自衛隊・近隣市町等への応援要請 ◇市民への情報発信・報道機関への広報 ◇ライフライン施設等の応急・復旧対策 ◇公共施設の応急・復旧対策	
		◇ボランティアの受け入れ対応◇食料生活必需品などの供給◇仮設トイレの設置・し尿処理◇家庭一般廃棄物等収集、運搬◇遺体の収容・搬送◇被災宅地危険度判定◇被災建築物応急危険度判定(一般住宅等)◇帰宅困難者対応	
1日		 ◇公営住宅等へのあっせん・仮設住宅準備	
3日		 ◇がれき処理	
1週間 _		◇行方不明者の捜索活動◇応急仮設住宅の建設◇相談窓口設置◇被災者の生活支援	r\
四		◇災害弔慰金等の支給◇市税等の徴収猶予及び減免◇中小企業への支援◇地場産業への支援◇魅力ある宇治市づくり	復旧·再建活動
		図 時系列の主な災害応急活動	

第2章 応急活動体制

地震発生時には、想定されないさまざまの事態が発生し、市民の生命と安全を守るためには、迅速な対応が必要である。そのための応急活動体制の確立は、 災害応急対策のなかで、きわめて重要な位置を占める。

本章では、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定める。

第1節 災害活動組織の設置

宇治市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下図に示す応急活動体制をとるものとする。

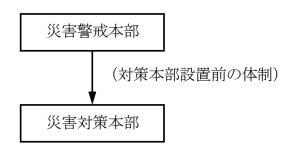


図 宇治市における防災組織体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
	災害警戒本部の設置	
本部事務局	気象情報、災害状況等	気象台等
各班	災害対策本部の設置	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報 情報伝達先			
	災害警戒本部の設置			
本部事務局	災害警戒本部設置状況、災害情報	各班		
平司事伤问	災害対策本部の設置			
	災害対策本部設置状況	各班		

1. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するに至らない場合、又は災害対策本部設置前の体制として、災害に関する情報収集、調整連絡等行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して設置する。 次の基準により「災害警戒本部」を設置する。

ア 体制は、京都地方気象台が、震度4または5弱を観測し発表したとき、1号

または2号体制とする。

- イ. 災害発生に備えて十分な警戒体制をとる必要があるとき
- り. 災害に必要な防災活動を行う必要があるとき

(2) 災害警戒本部の組織・運用

各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に 準ずるものとする。

(3) 災害警戒本部の閉鎖

副市長、危機管理監及び建設部長は、災害の危険が解消したとき、または、 災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部を閉鎖する。

ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部は、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料 1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

2. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある と認められるときは、災害活動の推進を図るため、災害対策本部を設置す る。

本部員はただちに災害対策本部に参集する。

「災害対策本部」は、次の基準により設置する。

- 7. 京都地方気象台が、震度5強以上を観測し、発表したとき
- イ. 京都地方気象台の発表にもかかわらず、地震により市域に重大な被害が発生したとき

特にア.の基準に達したときは、本部は自動的に設置され、機能するものとする。

資料 1-14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の 体制基準に関する実施要項

(2) 本部事務局

本部事務局は、危機管理課及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。

危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。

(3) 災害対策本部会議

本部長(市長)は、副本部長、本部員を召集し、災害対策本部会議を開き、災害予防及び災害応急対策の実施について決定する。

ただし、本部長が災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が 代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理す る。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は第1副市長、第2副市長、教 育長の順位とする。 災害対策本部の組織及び構成は、資料1-12のとおりである。

資料 1-12 宇治市災害対策本部組織図

(4) 災害対策本部の運用

災害対策本部の運営は、以下の通り行う。

- 7. (1) 7. 以外で本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- イ. 本部の活動は、市域における震度、災害の規模、程度によって必要な体制 をとるものとする。
- ウ. 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な 処理に努める。
- エ. 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における震度に即応した適 正な規模によるものとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するも のとする。
- オ. 本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長及び建設部 長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、方針の方向性等を統括 的に議論する。
- カ. 本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京 都府との連絡を密にする。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、宇治市域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは災害対策本部を閉鎖する。

資料 1 - 11 宇治市災害対策本部条例 資料 1 - 15 宇治市防災規則

3. 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、 被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長 が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

- (2) 現地災害対策本部の業務
 - 7. 本部長の指示による応急対策に関する業務
 - 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
 - り. 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
 - エ. その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第2節 職員の活動体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報 情報入手先			
本部事務局	要員の動員			
平时事伤问	震度情報、気象情報	気象台等		

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	要員の動員	
平印事伤问	動員の連絡	各班、全職員

1. 災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、震度に応じて次頁の表に示す動員体制をとるものとする。但し、次のことを原則とする。

- (1) 家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。
- (2) 事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの市施設に参集し、本部の指示を受けること。

2. 災害対策本部要員の役割分担

震災時には、初期段階の対応が、その後の防災活動に大きな影響を与え、被 害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における緊急、応急、復旧の3段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

災害対策本部要員及び本部各班の業務分掌の概要は、宇治市防災規則第7条別 表第1に定めるところによる。

資料 1-15 宇治市防災規則第7条別表第1

3. 初動対応職員の指定

閉庁時において、宇治市において震度5強以上の地震が発生した場合、宇治市 災害対策本部の事務局体制が整うまでの間、応急的に事務局の業務を担当する初 動対応を担当する職員を本庁近隣に居住する者から指定する。

表 発生震度と取るべき動員体制

震 度	動員の体制	配置人員の基準
6弱以上	第5号動員	各班の4分の3
5強	第4号動員	各班の4分の2 及び 当該施設の管理職員
	第3号動員	各班の4分の1
5弱	第2号動員	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人 及び 当該施設の管理職員
	第1号動員 または 災害警戒本部	総務班 9人 情報班 2人 消防班 6人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人 及び 当該施設の管理職員
4	災害警戒本部	

[※]上記以外の班は別途定める。

資料1-11 宇治市災害対策本部条例

(昭和 38 年 10 月 30 日 条例第 24 号) 改正 平成24年10月17日 条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、 宇治市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
 - 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

- 第3条 災害対策本部に班を置く。
 - 2 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
 - 3 班長は、班の事務を統括する。

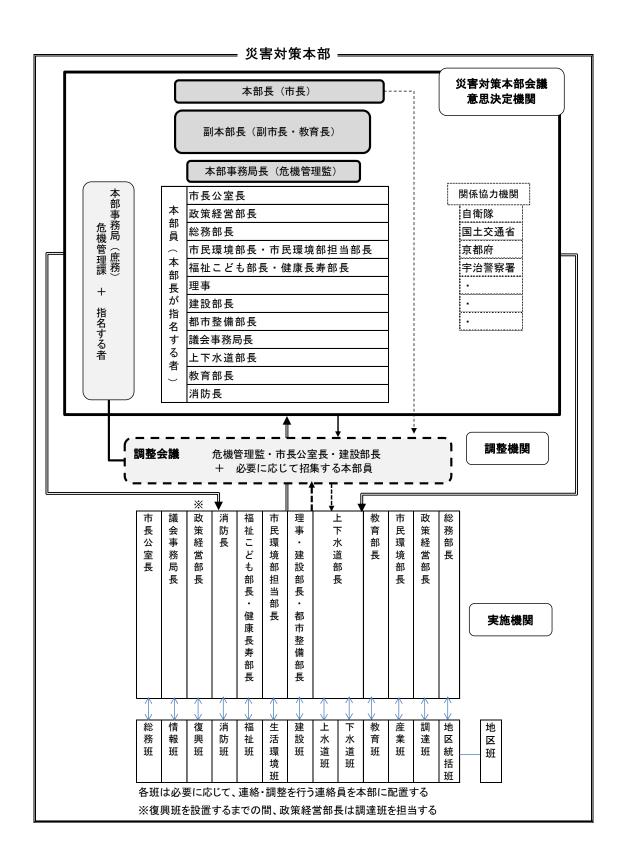
(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-12 宇治市災害対策本部組織図



資料1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

(昭和 50 年 11 月 5 日 訓令甲第 16 号) 最終改正 平成 25 年 訓令甲第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により本市に宇治市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する前の体制として、台風、降雨等の異常気象時における災害の状況を把握し、災害に関する情報を収集し、水防活動等の初期の応急措置を行い、及び対策本部を設置する判断資料を得るために設置する宇治市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)について必要な事項を定める。

(設置及び閉鎖)

第2条 警戒本部の設置及び閉鎖は、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定する。 ただし、対策本部が設置されたときは警戒本部を閉鎖し、その業務を対策本部に引き継 ぐものとする。

(配備体制)

- 第3条 警戒本部の配備体制は、別表に定めるところによる。
- 2 前項に規定する各班の編成及び業務分掌は、宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24 号)第7条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、状況に応じて副市長、危機管理監及び建設部長は協議の上、 市長公室、部、課及び室(局、所、署及び館を含む。)の長並びに職員に対して待機等を 指示することができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

配備				動員数	の基準			
体制	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地区
								統括班
1号	2人	2人	2人	0人	7人	0人	0人	0人
配備								
2号	9人	2人	6人	2人	14人	2人	2人	2人
配備								

資料1-14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

(平成17年9月1日施行)

(警戒本部配備体制)

第1条 宇治市災害警戒本部設置規程(昭和50年第24号)の別表(第3条関係)に定める配備体制については次のとおり実施する。

体制の種類	状
1 号配備	1 大雨、雷雨、風雨等の注意報が発表され、被害が発生するお
	それがあるとき。
	2 市の区域において震度4の地震があったとき。
2 号配備	1 浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのある
	とき。
	2 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が
	発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。
	3 市の区域において震度5弱の地震があったとき。

(対策本部動員計画)

第2条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の別表第2(第9条関係)に 定める動員計画については次のとおり実施する。

体制の種類	状
第1号動員	1 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が
	発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。
	2 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第2号動員	1 大雨、洪水等の警報が発表され、相当の被害が発生している
	とき、又は、発生するおそれがあるとき。
	2 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第3号動員	1 局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に拡
	がるおそれがあるとき。
	2 災害救助法の適用があったとき。
	(復興班を指名する)
	3 特別警報が発表されたとき。
	4 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第4号動員	1 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生するお
	それがあるとき。
	2 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生したと
	き。
	3 局地的に甚大な被害が発生したとき。
	4 市の区域において震度5強の地震があつたとき。
第5号動員	1 市の全域に被害のおそれがあるとき。
	2 市の全域に被害があるとき。
	3 市の区域において震度6弱以上の地震があつたとき。

資料1-15 宇治市防災規則

(昭和38年11月20日 規則第24号) 最終改正 平成28年4月1日 規則第31号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 防災に関する事務処理(第3条・第4条)
- 第3章 災害対策本部(第4条の2―第11条)
- 第4章 活動計画及び訓練(第12条・第13条)
- 第5章 雑則(第14条—第16条)

附則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市災害対策本部条例(昭和38年宇治市条例第24号)第4条に基づき、宇治市災害 対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 市内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは 爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
 - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を 図ることをいう。
 - (3) 災害の予防 災害の発生を未然に防止するために行うものをいう。
 - (4) 応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的 救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものをいう。

(服務の基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

(防災関係事項の協議)

第4条 市長部局の各部課及び各関係執行機関は、災害に関連ある応急対策その他の業務を行おうとする とき又は法令及び通ちよう等に基づいて府及びその他の関係機関に報告をしようとするときは、危機 管理監に協議若しくは連絡をしなければならない。

(対策本部の設置及び閉鎖)

- 第4条の2 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による宇治市地域防災計画の定めるところにより宇治市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は予想される災害の危険が解消したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。
- 2 市長は、市の地域について大規模な災害が発生したときは、当該災害が発生したときから対策本部を設置するまでの間、当該災害の初動対応を担当する職員を指名することができる。

(本部長、副本部長及び本部員)

- 第5条 対策本部に災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び災害対策本部員(以下「本部員」という。)を置く。
- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には市長公室長、部長、危機管理監、

理事、担当部長、消防長、局長、室長(係長に相当する室長を除く。)、副部長、参事、会計管理者、 技術参事、副消防庁、署長及び課長の職にある者をもつて充てる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が定める順位によりその職務を代行する。

(対策本部会議)

第6条 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

- 2 対策本部会議は、本部長が招集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- 3 本部長は、対策本部会議に、別表第3に定める関係協力機関の職員を出席させることができる。

(調整会議)

- 第6条の2 調整会議は、本部員のうち市長公室長、建設部長及び危機管理監の職にある者並びに第7条の 2第1項の担当本部員のうちから危機管理監の職にある本部員の指名する者で構成する。
- 2 調整会議は、災害の状況に応じて前項の危機管理監の職にある本部員が招集し、第7条の2第3項の規定による報告(対策本部会議においてされた報告を除く。)を受け、対策本部会議において議題とすべき事項の調整をする。

(班)

第7条 対策本部に別表第1に定める班を置き、各班の編成及び業務分掌は、同表のとおりとする。

- 2 前項の各班に班長及び副班長並びにその班に属する職員を置く。
- 3 班長は本部員(第6条第1項に規定する本部員を除く。)のうちから市長が任命し、副班長は各執行機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 4 各班に属する職員は、別表第1に定める担当課の職員をもつて充てる。ただし、前項に定める職員を除くものとする。
- 5 班長は、次条第1項の担当本部員から本部長の指示を受け、班の業務を処理するとともに、当該担当本部員に業務の内容を報告する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 班に属する職員は、班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。
- 8 本部長は、災害の状況に応じ、別表第1に定める業務分掌にかかわらず、業務を指示することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、各班の運営に必要な事項は、当該班長が決める。

(担当本部員)

第7条の2 対策本部に担当本部員を置く。

- 2 担当本部員は、第6条第1項に規定する本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 担当本部員は、本部長の指示を班長に伝達するとともに、前条第5項の内容を対策本部会議又は調整 会議において報告する。

(地区班)

第8条 地区統括班に次の各号に掲げる地区班を置く。

- (1) 菟道小地区班
- (2) 菟道小白川地区班
- (3) 菟道第二小地区班
- (4) 神明小地区班
- (5) 槇島小地区班
- (6) 北槇島小地区班
- (7) 小倉小地区班
- (8) 大久保小地区班
- (9) 大開小地区班
- (10) 伊勢田小地区班
- (11) 西小倉小地区班

- (12) 北小倉小地区班
- (13) 南小倉小地区班
- (14) 西大久保小地区班
- (15) 平盛小地区班
- (16) 宇治小地区班
- (17) 三室戸小地区班
- (18) 三室戸小志津川地区班
- (19) 南部小地区班
- (20) 岡屋小地区班
- (21) 木幡小地区班
- (22) 御蔵山小地区班
- (23) 笠取小地区班
- (24) 笠取第二小地区班
- 2 地区統括班に中宇治地域担当地区班長、西宇治地域担当地区班長及び東宇治地域担当地区班長(以下「地域担当地区班長」と総称する。)を置く。
- 3 第1項の各地区班に班長(以下「地区班長」という。)及び副班長(以下「地区副班長」という。)並び にその班に属する職員を置く。
- 4 地域担当地区班長、地区班長、地区副班長及びその班に属する職員は、地区統括班に属する職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 5 次の各号に掲げる地域担当地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、当該各号に定める地区班を支援する。
 - (1) 中宇治地域担当地区班長 第1項第1号から第9号までに掲げる地区班
 - (2) 西宇治地域担当地区班長 第1項第10号から第15号までに掲げる地区班
 - (3) 東宇治地域担当地区班長 第1項第16号から第24号までに掲げる地区班
- 6 地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、地区班の業務を処理する。
- 7 地区副班長は、地区班長を補佐し、地区班長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 地区班に属する職員は、地区班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。
- 9 地区班の業務分掌は、次のとおりとする。
 - (1) 地区に必要な情報の収集及び地区統括班、他地区班との連絡
 - (2) 住民組織等との連絡
 - (3) 人及び住宅等の被害調査
 - (4) 調査等について地区統括班との連絡

(活動体制等)

- 第9条 対策本部要員(対策本部の各班に所属する職員をいう。)は別表第2に定める動員計画に基づき動員し、その適用については本部長がその都度指示する。ただし、同表に定める状況以外の災害の場合における動員その他の必要な事項は、その都度本部長が指示する。
- 2 担当本部員及び各班長は、前項の規定にかかわらず、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指揮によることなく必要な活動体制をとり、所属する職員を指揮監督して災害活動に当たるものとする。
- 3 前項の場合において、担当本部員及び各班長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- 第10条 各班長は、前条第1項に規定する本部長の指示があつた場合は、直ちに定められた人員を動員し、 所定の部署に配置を指示するものとする。
- 2 各地区班長は、地区統括班長の指示があつた場合、直ちに定められた人員を動員し、所定の部署に配置を指示するものとする。
- 3 職員は、班長又は地区班長の指示する動員に応じ、直ちに指示された部署の配置につき、その業務を処理するものとする。

(関係協力機関に対する連絡及び要請)

第11条 本部長は、災害の状況に応じて別表第3に定める関係協力機関に対し、連絡又は必要な措置を講

ずるように協力を要請するものとする。

(各班の活動計画)

第12条 各班長は、その所掌業務に係る活動計画を作成し、及び毎年2月末日までに活動計画に検討を加え、必要があるときは、修正して本部長に提出しなければならない。

(防災訓練)

第13条 災害時における応急対策を迅速かつ適確に実施するため、必要に応じて防災訓練を行うものとする。

(備蓄物資等の点検及び保管)

第14条 班長は、主管の備蓄物資及び防災資材等を常時点検し、善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

(業務日誌の作成)

第15条 班長及び地区班長は、活動体制に入つたときは、別に定める業務日誌を作成しなければならない。

(庶務)

- 第16条 対策本部の庶務は、市長公室危機管理課の職員及び本部長が指名した職員が担当する。 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宇治市災害対策規則(昭和37年宇治市規則第6号)は、廃止する。

別表第1(第7条関係)

災害対策本部各班の編成及び業務分掌一覧表

班名	業務分掌	担当部署等
総務班	 (1) 要員の勤務及び配置に関すること。 (2) 公務災害補償に関すること。 (3) 庁舎の維持管理に関すること。 (4) 市民からの問合せ等の対応に関すること。 (5) 車両の運行及び管理に関すること。 (6) 他の班の応援に関すること。 	秘書広報課車両係 人事課 政策経営部 総務課 管財課 市民税課 資産税課 納税課 文化自治振興課 市民課 人権啓発課 男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局・公平委員会の事務部局・固定資産評価審査委員会の事務部局
情報班	 (1) 広報活動に係る情報の収集に関すること。 (2) 市民への広報活動に関すること。 (3) 関係機関及び各班への情報の提供に関すること。 (4) 報道機関との連絡調整に関すること。 (5) 議会への情報の提供に関すること。 	秘書広報課秘書係 秘書広報課広報係 IT推進課 議会事務局
消防班	(1) 消防業務に関すること。(2) 避難誘導に関すること。(3) 緊急消防援助隊及び自衛隊等の応援の受入れに関すること。(4) 危険地域の警戒に関すること。	消防本部 各消防署
福祉班	(1) 被災者のうち乳幼児、妊産婦、高 齢者、障害者等の保護に関すること。	福祉こども部 健康長 寿 部

	(2) 日本赤十字社及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 (4) ボランティアの受入れに関すること。 (5) 炊き出しに関すること。 (6) 救援物資の配分に関すること。 (7) 応急医療救護及び助産に関すること。 (8) 被災者の健康対策に関すること。 (9) 保育所の児童の安全確保に関すること。 (10) 保育所施設の被害の調査及び応	
	急復旧に関すること。 (11) 育成学級の児童の安全確保に関すること。 (12) 育成学級に係る施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (13) 遺体の安置に関すること。 (14) 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 (15) その他生活支援に関すること。	
生活環境班	(1) 塵芥及びし尿の収集、運搬及び処理に関すること。(2) 消毒作業に関すること。(3) 仮設トイレの設営に関すること。(4) 遺体の火葬及び埋葬に関すること。	環境企画課ごみ減量推進課
建設班	 (1) 道路、河川、市営住宅等の公共施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (2) 文化財の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (3) 土砂災害の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4) 交通情報の調査及び収集に関すること。 (5) 市道の通行制限に関すること。 (6) 国及び京都府が管理する道路、河川等の被害の情報収集に関すること。 (7) 仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 	建設総括室建設部都市整備部
上水道班	(1) 上水道施設の被害の調査及び応急 復旧に関すること。(2) 飲料水及び生活用水の供給及び確 保に関すること。	水道総務課 営業課 工務課 配水課 水管理センター
下水道班	下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	水管理センター 下水道計画課 下水道建設課 下水道管理課
教育班	(1) 教職員への災害対応の要請に関すること。 (2) 児童及び生徒の安全確保に関すること。 (3) 教育施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4) 学校教育活動の再開に関すること。 (5) 炊き出しに関すること。 (6) 避難所の開設及び管理運営に関すること。	教育委員会事務局学校その他の教育機関
産業班	(1) 家畜の被害調査、退避及び防疫に 関すること。 (2) 農林に関する施設(林道を含む。)	農林茶業課 商工観光課 産業推進課

資料編 (共通資料)

	の被害の調査及び応急復旧に関する	農業委員会事務局
		辰未安貝云事伤问
	(a) ************************************	
	(3) 産業及び観光に関する被害の調査	
	及び応急復旧に関すること。	
	(4) 観光客に対する安全の確保に関す	
	ること。	
調達班	(1) 被災者に対する必要物資の調達に	職員厚生課
	関すること。	契約課
	(2) 動員された要員に対する必要物資	会計室
	の調達に関すること。	本部長が指名する者
	(3) その他必要な物資、資材等の調達	
	に関すること。	
地区統括班	(1) 地区班への指揮命令及び情報伝達	市長が指名する者
	に関すること。	
	(2) 地区班からの情報収集に関するこ	
	کی ایکان کا ایکان کار	
	(3) 避難所の開設及び管理運営に関す	
	ること。	
	(4) 物資の輸送等に関すること。	
復興班	(1) 被害の調査の取りまとめに関する	本部長が指定する部署
	ر المار ا	
	(2) 応急危険度判定及び罹災証明に関	
	すること。	
	(3) 復興計画の策定に関すること。	
	(4) 災害対策及び復興に係る財政措置	
	に関すること。	
	(5) 被災者生活再建支援法(平成10年	
	法律第66号)の規定による支給に関す	
	ること。	

(注) この表に掲げる班の担当部署が併せて復興班に指定されたときは、復興班の業務を復興班の業務以外の業務に優先して行わなければならない。

別表第2(第9条関係)

災害対策本部要員動員計画表

種類	動員数の基準	備考
第1号動員	総務班 9人 情報班 2人 消防班 6人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
第2号動員	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人	
第3号動員	各班の4分の1	
第4号動員	各班の4分の2	
第5号動員	各班の4分の3	

別表第3(第6条、第11条関係)

関係協力機関一覧表

	関係協力機関	連絡及び要請をする事項
気象庁大阪管区気象台京都地	也方気象台	気象の予報及び警報
自衛隊		災害、災害救助法(昭和22年法律第118 号)第2条に規定する救助(以下「救助」 という。)及び避難者等に関する情報並 びに救助及び避難者等に関する調整
国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所	淀川水系に関する情報
	淀川ダム統合管理事務所	
		ア瀬ダム管理支所
	琵琶湖河川事務所	
	京都国道事務所	国道に関する情報
京都府災害対策支部	山城広域振興局	救助及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83号の規定による部隊等の派遣の要請並びに避難準備情報、避難勧告及び避難指示の報告並びに被害状況等の報告
	宇治警察署	犯罪予防、交通規制その他社会秩序の 維持及び応急対策の支援
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共 土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所	医療救護、防疫並びに飲用水及び汚物の対策
淀川・木津川水防事務組合		災害予防及び復旧資材の整備点検並び に水防活動
城南衛生管理組合		塵芥及びし尿の運搬及び処理
一般財団法人宇治廃棄物処理	型公社	廃棄物の処理
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義えん金品の募集 及び配分並びに奉仕活動
西日本高速道路株式会社		京滋バイパスに関する情報
日本放送協会京都放送局		災害に関する情報及び救助状況の放送
株式会社京都放送		
エフエム宇治放送株式会社		
関西電力株式会社		電気施設の復旧
大阪ガス株式会社		ガス施設の復旧
西日本電信電話株式会社		電気通信施設の復旧
西日本旅客鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送、通信 施設の確保並びに通信の協力
京阪電気鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
近畿日本鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
京都京阪バス株式会社 宇治運輸株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
その他の関係協力機関		その都度必要な事項

< 抜粋 > 避難所運営(被災者支援)関係

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

担当 災害対策本部 本部事務局

災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、民生安定の緊急措置を講じるものとする。さらに、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について実施を図るものとする。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

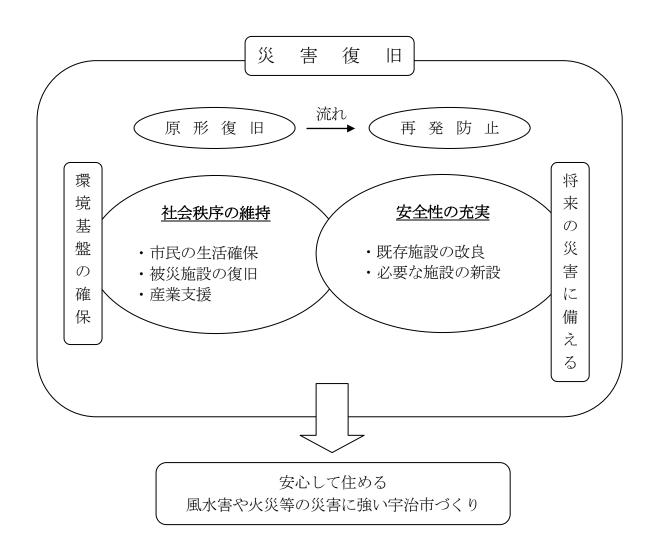


図 災害復旧計画の考え方

第2章 市民の生活確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被 災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、市税の徴収猶予及び減免、賃金の融資 等を行い被災者の生活を確保するための応急対策についての必要な施策を定め る。

第1節 生活相談

担当 災害対策本部 復興班、各班

災害により住居や財産を失ったり、生活基盤を失った被災者は、災害で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、 すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

1. 生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

2. 総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想される ため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

3. り災証明

(1) 家屋被害認定調查

災害による被害状況を把握し、り災証明発行の根拠となる家屋の被害の程度 を認定するため、家屋被害の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた 居住者等の申請により、り災証明書を発行する。

(3) 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時においては、短期間に膨大な数のり災証明を発行する必要が生じる。 そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、 可能な限り省力化を図る必要があり、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通 じた実施体制の構築を推進する。

4. 生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、設置した被災者支援窓口を設置し各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第2節 災害弔慰金等の支給

担当 │災害対策本部 │福祉班

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

災害

・ 災害

・ ・ ・ ・ ・ に関する

法律施行令に定める
災害により

死亡した市民

の遺族

- (2) 支給額
 - ア. 主たる生計維持者の死亡
 - 1人当たり 条例等に定める額
 - イ. その他の者の死亡
 - 1人当たり 条例等に定める額

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

災害
・ 災害
・ ・ ・ ・ ・ に関する
法律施行令に定める
災害により次に掲げる程度
の の 重度の 障害を 受けた市民

- ア. 両眼が失明したもの
- イ. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- り. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ. 両上肢の用を全廃したもの
- キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 7. 両下肢の用を全廃したもの
- ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が ア〜ケと同程度以上と認められるもの

3. 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

府内のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を受けた市民

ア. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上の場合

それぞれ条例に定める額

- イ. 家財の 1/3 以上の損害を受けた場合
- り. 住宅の半壊または全壊、流失

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷

世帯主の負傷と家財の 1/3 以上の損害

世帯主の負傷と住居の半壊

世帯主の負傷と住居の全壊

家財の 1/3 以上の損害

住居の半壊

住居の全壊

住居全体の滅失または流失

(3) 貸付条件

償還期間 10年(うち据置3年)

償還方法 年賦又は半年賦で元利均等償還

利 子 年3% (据置期間中は無利子)

連帯保証人 必要

所得制限 条例等に定める額

第3節 市税の徴収猶予及び減免等

LH MA	公事 计英十章	ムハマケママ
担当	災害対策本部	総務班
153	\(\sqrt{1} 1	NC477+71

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
₩3⁄4.rlt	市税の徴収猶予及び減免等	
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	財務課、税務室

1. 期限の延長

地方税法第 20 条の 5 の 2 及び市税条例第 7 条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

2. 徴収の猶予

地方税法第 15 条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は 1 年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

3. 減 免

地方税法及び市税条例第 46 条第1項第4号及び第 78 条第1項第1号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第4節 国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当 │ 災害対策本部 │ 福祉班

1. 保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第27条第1項第1号および第28条第1項第3号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第44条第1項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡または重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第5節 介護保険料および利用者負担額の減免等

担当 | 災害対策本部 | 福祉班

1. 保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第 142 条、市介護保険条例第 10 条および第 11 条により、第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 利用者負担額の減免

介護保険法第50条および第60条、介護保険法施行規則第83条および第97条、市介護保険規則第7条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第6節 後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当 災害対策本部 福祉班

1. 保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律 第 111 条、府後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例第 17 条、第 18 条により、被保険者又はその属する世帯 主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付 することができないと認める場、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は 保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の徴収猶予及び減免

高齢者の医療の確保に関する法律 第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又減免を行うことができる。

第7節 国民年金保険料の免除等

担当 災害対策本部 福祉班

1. 保険料の免除等

国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項並びに第90条の3第1項並びに平成16年改正法附則第19条第1項及び第2項、及び国民年金法施行規則第77条の7により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第8節 融資対策

担当 災害対策本部 福祉班

生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省第398号)に基づき府社会福祉協議会が実施しているが、市社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸与事業の推進を図る。

(1) 対象

災害により被害を受け生活困窮等により自立更生のために資金を必要とする低 所得世帯

(2) 貸付限度

1件につき要綱に定める額以内

- (3) 貸付条件
 - 7. 償還期間 7年以内
 - 4. 利 子
 - (ア) 据置期間(貸付の日から1年以内)無利子
 - (4) 据置期間経過後 年3%
- (4) 申請期間

災害発生の日から6カ月以内

第9節 文教復旧対策

担当 災害対策本部 建設班、教育班

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1. 学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

2. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校等が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、 次の事項について適切な措置を講じる。
 - ア. 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)」、「学校保健法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金の交付に関すること。
 - イ. 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。
 - り. 災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「日本育英会法(昭和59年法律第64号)」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。
 - ェ. 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- (4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把

握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第 10 節 被災者生活再建支援金支給計画

担当 災害対策本部 復興班

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市区町村における自然災害」
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

2. 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯

3. 支給金額

次の(1)+(2)の合計を支給

- (1) 基礎支援金
 - 7. 全壊世帯100万円(単数世帯75万円)
 - 4. 大規模半壊世帯50万円(単数世帯37.5万円)
- (2) 加算支援金
 - 7. 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円)
 - イ. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円)

り. 住宅を賃借する世帯50万円(単数世帯37.5万円)

第 11 節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当 災害対策本部 復興班

1. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限 り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、 その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付 する。

資料1-41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融 支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行 う。

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針

担当 災害対策本部 本部事務局

第1節 計画の方針

阪神・淡路大震災では、広範囲の地域で火災の発生や建物の倒壊等により、家 財や住居等を喪失するなど数多くの市民が被害を受け、混乱した状態の発生がみ られた。その震災から学び、多くの教訓から第2編において、災害予防計画をた て、被害を最小限にするための平常時の対策を行い、第3編の計画では、発災直 後から、市をはじめ関係機関が連携・協力して市民の生命と生活安定の確保のた め、また社会活動や経済活動の維持のため災害応急対策をとることとしている。 このような対策を実施した上でも、発災時には、予期せぬさまざまな被害の発生 も念頭におかなければならない。

このような考えに基づいて、地震による災害が発生し、災害直後の応急対策も 一段落ついた場合に、次の対策として、緊急を要し短期的に取り組むべき市民の 生活安定のための計画から、魅力ある宇治市にするための長期的に取り組むべき 復旧・再建計画まで本計画に盛り込むものとする。

長期的な震災後のまちづくりは、復旧と再建に大別される。復旧は、震災で破壊し、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復することである。これに対し再建は、市街地などの形態を新たにし、建築物や道路・公園・ライフラインなどの充実、改善を図り都市改造を行うなど、新たな社会資本の整備を行うことまで考える。

これら短期・長期にわたる復旧・再建計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

- (1) 「安全」「快適な住まい」「産業」「市民の誇り」をキーワードとして内容の構成を考えたものとする。
- (2) 市民の生活を確保するとともに、市民の自立的行動をうながし、安全な震災に強い地区への変換を図る。
- (3) 新たな市民の住まいがゆとりと豊かさを感じられるような環境づくりをめざす。
- (4) 再び活力と魅力を持った宇治市にするために、市民参加の街づくりを図り、 市民が誇りを持てる計画をめざす。
- (5) 地域の活力を高め、雇用の確保が図れるよう、中小企業、地場産業等の再建が行えるものにする。

以上の考え方をまとめて次図に示した。

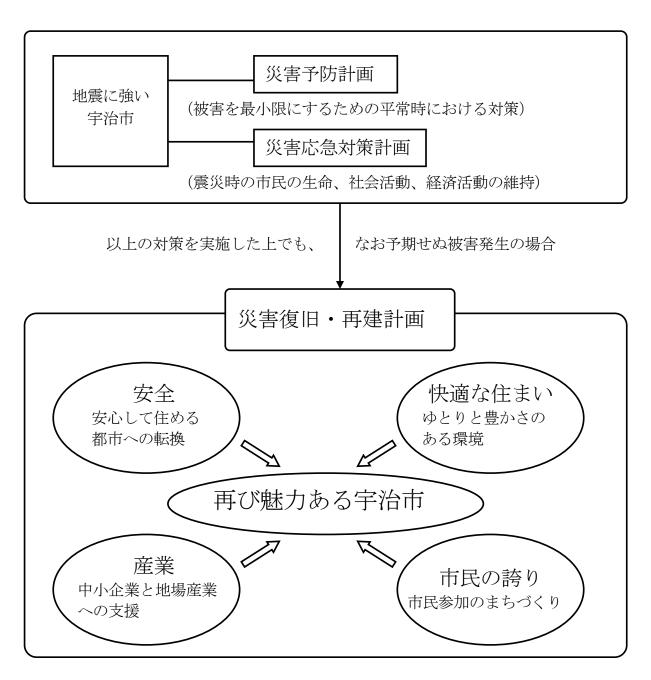


図 災害復旧・再建計画の考え方

第2章 市民の生活確保

被害を受けた市民が、その災害の痛手から再起し、早期に安定した生活に回復できるよう必要な施策を行う。本章では、被災した市民に対する生活相談、 弔慰金等の支給、住宅の確保、義援金品等の配布、職業のあっせん等について 定める。

第1節 公聴活動

扣不	公事 計	復興班、	タゴ
担当	次吉刈東平部	復興班、	各班

震災により住居や財産を失ったり、勤務先の被災により失業に追い込まれるなど生活基盤を失った被災者は、地震で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解 決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、 すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
1友 失り工	生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
1发哭灯	生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

1. 生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

2. 専門家の協力

以下のような専門的事項の相談に応じる案件も予想され、専門家の協力が必要となるため、弁護士会、建築関係機関などの協力を得て対応する。

- (1) 借地・借家関係などの法律相談
- (2) 登記手続きなどの土地・建物の登記相談
- (3) 減免などの税務相談
- (4) 雇用保険などの社会保険に関する相談
- (5) 住宅の応急修繕相談

3. 総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想される ため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。 また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

4. り災証明

(1) り災害調査

災害による災害規模を把握し、り災証明書発行の根拠となる家屋の被災程度 を認定するため、被害家屋の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた 居住者等の申請により、り災証明書を発行する。

(3) 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時においては、短期間に膨大な数のり災証明を発行する必要が生じる。 そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、 可能な限り省力化を図る必要があり、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通じ た実施体制の構築を推進する。

5. 生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、被災者支援窓口を設置し 各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第2節 災害弔慰金等の支給

担当 災害対策本部 ▮福祉班

市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 また、災害により障害等の被害を受けた市民に災害見舞金を支給する。また、 家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資 金を貸し付ける。

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

災害
・ 災害
・ ・ ・ に関する法律施行令に定める災害により死亡した市民の遺族

- (2) 支給額
 - ア. 主たる生計維持者の死亡
 - 1人当たり 条例等に定める額
 - イ. その他の者の死亡
 - 1人当たり 条例等に定める額

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

災害

・ 災害

・ ・ ・ ・ ・ に関する

法律施行令に定める
災害により次に掲げる程度の 重度の障害を受けた市民

- ア. 両眼が失明したもの
- 4. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- り. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ. 両上肢の用を全廃したもの
- キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 7. 両下肢の用を全廃したもの
- ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が ア〜ケと同程度以上と認められるもの

3. 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

府内のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を 受けた市民

- 7. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上の場合
- イ. 家財の 1/3 以上の損害を受けた場合
- り. 住宅の半壊または全壊、流失
- (2) 貸付限度額

世帯主の負傷

世帯主の負傷と家財の 1/3 以上の損害

世帯主の負傷と住居の半壊

世帯主の負傷と住居の全壊

家財の 1/3 以上の損害

住居の半壊

住居の全壊

住居全体の滅失または流失

(3) 貸付条件

償還期間 10年(うち据置3年)

償還方法 年賦又は半年賦で元利均等償還

利 子 年3% (据置期間中は無利子)

連帯保証人 必要

所得制限 条例等に定める額

4. その他の資金

災害救助法の適用に至らない自然災害においては、低所得世帯、住宅等に被害を受けた者に対し、生活福祉資金の貸し付けを行う。

それぞれ条例に定める額

第3節 住まいの確保

担当 災害対策本部 建設班、復興班

災害発生によって、住宅を失った人に対して、応急住宅等を行うこととしているが、更に恒常的となる住まいについても、各種の支援施策を行い、市民の心身の安らぎと活力蘇生の場となる住まいの確保に一日も早く務めていく必要がある。

1. 損傷をうけた住宅に対する危険度判定

建築物の安全性に対する住民の不安の解消、余震による二次災害の軽減のために、地震による損傷をうけた住宅に対しては、府の支援をうけて速やかに危険度の判定を行い、必要があれば居住者等に避難を喚起するなど、二次災害の防止に努める。

2. 住宅再建計画の策定

生活の基盤となる住宅の復興について、その考え方、手順、再建に至る道筋を早期に示し、住宅を計画的かつ着実に供給するための住宅再建計画を策定する。

第4節 就業の確保

担当 災害対策本部 産業班

災害による離職者の把握に努めるとともに、生活の安定を図る上からも、その就職については、公共職業安定所(ハローワーク)等の施設と緊密に連携し、 就職のあっせんの促進を図る。

災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、必要に応じて臨時の職業相談窓口の設置を図る。民間企業に対しても、雇用機会の増大を要請する。

第5節 義援金品の配分

担当 災害対策本部 福祉班

国民、企業等から府、市、日本赤十字社、共同募金会などに被災者あてに贈られた義援金品を、迅速に被災者の手に渡るようにするため、配分委員会等の設置や義援金品の受け付け、保管、事務分担等に関する事項を定める。

1. 義援金品の募集

義援金品の募集にあたっては、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等を 通して、一般市民に呼びかける。

2. 義援金品の受け付け

宇治市内に地震災害が発生した場合、義援金品の受け付けは窓口を一本化し、 あらかじめ定められた窓口で受け付ける。

3. 義援金品の取り扱い

取り扱い等については、一定の要領を別に定めておく。

4. 義援金品の配分

あらかじめ必要な要項は定めておくものとし、配分については、被害状況等を勘案し、配分計画を委員会が策定し、その計画に従って配分する。

配分にあたっては、ボランティアの協力、委託等行い、早期配分を行う。

また、義援金品の受け付け、配分にかかわる広報活動も委員会の指示のもとに行う。

第6節 市税の徴収猶予及び減免等

担当	災害対策本部	総務班
	1 2 1 71 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
松纺红	市税の徴収猶予及び減免等本部事務局	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
∜◇≾女式IT	市税の徴収猶予及び減免等	
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	財務課、税務室

1. 期限の延長

地方税法第 20 条の5の2及び市税条例第7条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

2. 徴収の猶予

地方税法第 15 条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は 1 年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

3. 減 免

地方税法及び市税条例第 46 条第1項第4号及び第78 条第1項第1号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第7節 国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当 災害対策本部 福祉班

1. 保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第27条第1項第1号および第28条第1項第3号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第44条第1項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡または重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第8節 介護保険料および利用者負担額の減免等

担当 │ 災害対策本部 │ 福祉班

1. 保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第 142 条、市介護保険条例第 10 条および第 11 条により、第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 利用者負担額の減免

介護保険法第50条および第60条、介護保険法施行規則第83条および第97条、市介護保険規則第7条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第9節後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当 災害対策本部 福祉班

1. 保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律 第111条、府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条、第18条により、被保険者又はその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の徴収猶予及び減免

高齢者の医療の確保に関する法律 第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又減免を行うことができる。

第10節 国民年金保険料の免除等

担当	災害対策本部	福祉班

1. 保険料の免除等

国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項並びに第90条の3第1項並びに平成16年改正法附則第19条第1項及び第2項、及び国民年金法施行規則第77条の7により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第 11 節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

担当	災害対策本部	総務班

地震災害の復旧に関し、市が受けることのできる財政措置について定める。 市は被災した施設を原形に復旧するにあたり、府に対し、災害復旧事業債及び 地方交付税による財政措置を要請することができる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
√公⊇女エIT	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
総務班	災害復旧事業債、府への要請	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
∜⊘≾∕A.TIL	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
総務班	災害復旧事業債、府への要請	財務課、関係課

1. 災害復旧事業債

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 单独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債

- (4) 火災復旧事業債
- (5) 災害による特別措置債
 - ア. 歳入欠かん等債
 - 4. 公共十木等小災害債
 - ウ. 農地等小災害債

2. 府への要請

地震災害により市が一時に多額の資金を必要とする場合、府に対し、近畿財務局、大阪郵政局及び各種金融機関へすみやかな金融措置を要請する。

第 12 節 文教復旧対策

担当 災害対策本部 教育班

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1. 学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

2. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校等が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、 次の事項について適切な措置を講じる。
 - 7. 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助 に関する法律(昭和31年法律第40号)」、「学校保健法(昭和33年法律第 56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金の交付に 関すること。
 - イ. 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。
 - り. 災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「日本育英会法(昭和59年法律第64号)」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。
 - ェ. 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- (4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把

握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第 13 節 被災者生活再建支援金支給計画

担当 災害対策本部 復興班

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害 (同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市 区町村における自然災害」
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)
- 2. 対象世帯
- (1) 1の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯
- 3. 支給金額

次の(1)+(2)の合計を支給

- (1) 基礎支援金
 - 7. 全壊世帯100万円(単数世帯75万円)
 - 4. 大規模半壊世帯50万円(単数世帯37.5万円)
- (2) 加算支援金
 - 7. 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円)
 - 4. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円)
 - り、住宅を賃借する世帯50万円(単数世帯37.5万円)

第 14 節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当 災害対策本部 復興班

1. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限 り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、 その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付 する。

資料1-41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融 支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行 う。

資料1-41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

(平成26年11月28日 告示第174号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その経費の全部又は一部について、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)第2条第1号に規定する自然災害(以下「自然災害」という。)であつて、次のいずれかに該当するもの(大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市内で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であつて市長が定めるものを除く。)をいう。
 - ア 被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に掲げる自然災害 を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害(その被害が住宅の 床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。 以下同じ。)が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害(市内におけ る住宅の被害に限る。)
 - イ 被災者生活再建支援法施行令第1条各号に掲げる自然災害を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害及び当該自然災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害(市内における住宅の被害に限る。)が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であつて、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策及び同法第87条に規定する災害復旧の実施状況その他の事情を勘案して当該これらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおける当該異なる異常な自然現象により生じた自然災害
 - (2) 全壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。
 - ア 住宅全部の倒壊又は流失

- イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当 該復旧をすることが著しく困難であると認められる次のいずれかに該当する住宅の 被害の程度
 - (ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの
 - (イ) 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に係る災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という。)を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの
- (3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該被害に係る住宅に居住することが困難であると認められるものに限る。)であつて、全壊に該当しないものをいう。
 - ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積 の50パーセント以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、 住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができると 認められる次のいずれかに該当する住宅の被害の程度であつて、全壊又は大規模半壊 のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積 の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、 住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部損壊 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度をいう。
- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によつて土砂、竹木等が堆積した状態等であると認められる住宅の被害の程度をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた 市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されて いたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修 又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅(全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。)に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。

- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、大規模自然災害に関し支援対象 者が受けることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う 補修工事費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。
- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要があると認める経費であつて、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費であつて、大規模自然災害の規模、被災地域の 実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間とし て市長が定める期間内にその支払が完了するもの(賃借費にあつては、当該期間の末日 の属する月の前月分までの住宅の賃借に係るものに限る。)をいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる 事業とする。
- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額と する。
 - (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額
 - (2) 住宅再建関連経費 当該住宅再建関連経費の額。ただし、当該住宅再建関連経費が 50,000円を超える場合は、50,000円を超える額については、補助の対象としない。
- 3 一の大規模自然災害に関し、住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、補助金の額が別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。ただし、当該額が 500,000円未満の場合は、この限りでない。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに宇治市地域再建被 災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に 次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が住民 基本台帳の閲覧をすることについて同意する者に係る第2号に掲げる書類の添付は、不要 とする。
 - (1) り災証明書の写し(補助金の交付を受けようとする者及びその世帯に属する者の氏名の記載のあるものに限る。)
 - (2) 補助金の交付を受けようとする者に係る住民票記載事項証明書
 - (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び 必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定 するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助 金交付決定通知書(別記様式第2号)により、前条の規定による申請をした者(以下「申請者」 という。)に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を決定するに当たり、条件を付することができる。

(事業内容の変更及び承認)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象事業に係る事業内容の変更をしようとするときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、当該変更に係る事項が次の各号のいずれか又は全てにのみ該当する場合にあつては、この限りでない。
 - (1) 住宅再建経費又は住宅再建関連経費の額(交付決定額の変更を伴わないものに限る。)
 - (2) 工事着手年月日又は工事完了(予定)年月日(工事完了(予定)年月日の年度の変更を伴わないものに限る。)

- 2 前項の場合において、同項の変更に係る事項が交付決定額の変更を伴うものであるときは、変更申請書に第4条第3号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容等を検討し、当該変更を承認したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認書(別記様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の終了報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者及び補助金の変更の承認を受けた者は、補助対象 事業の完了後市長が定める期日までに、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実 績報告書(別記様式第5号)に補助金の交付の対象となる経費を支払つたことを確認でき る書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象事業の内容が補助金の交付の目的及び補助金の交付の決定に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第10条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、宇治市地域再建被災者住宅 等支援事業補助金交付請求書(別記様式第7号)により、補助金の交付を市長に請求しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求をした者に対し、補助金を交付する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年8月8日以後に発生した災害について適用する。

< 抜粋 > 物資輸送関係

第20章 輸送

移送及び輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基幹をな し、輸送手段や輸送拠点の確保に万全を期すための必要な事項について定める。 災害時の応急対策活動において、被災者、応急対策要員及び救援物資の緊急な 移送及び輸送は極めて重要である。

第1節 実施責任者

担当	災害対策本部	本部事務局、	総務班
J — —	7 C D 7 G 7 K 1 P P	. I HIG 1. 100 1. 0.	1/G-1/24-/

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2節 輸送及び移送の方法

担当

輸送及び移送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうちの最も適切な 方法により行うものとする。また、食料を輸送する場合にあっては、発注する段 階から食品の衛生や安全に配慮し、輸送を行うものとする。

- (1) トラック、バス等
- (2) 舟艇等
- (3) 鉄道等
- (4) 航空機等
- (5) 作業員等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送及び移送の方法	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送及び移送の方法	
	輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第3節 輸送力の確保

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力の確保	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報 情報伝達先	
総務班	輸送力の確保	
	輸送方法指示、協力要請	総務班(車両)、関係機関

1. 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については総務班が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各班活動計画において定めるものとする。

2. 自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務 班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送(移送)区間及び借上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3. 人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

第4節 輸送力確保についての協力要請

担当 災害対策本部 総務班

総務班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道㈱
- (2) 京阪電気鉄道㈱
- (3) 京都京阪バス(株)
- (4) 近畿日本鉄道㈱
- (5) 京都市営地下鉄
- (6) その他の民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報 情報伝達先	
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第5節 航空機等による輸送、移送

扣水	公中分本十分	+
Ⅰ和当		
155	火百刈水平即	平司事務何、相例班

地上輸送、移送がすべて不可能な場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対して航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料1-32のとおりとする。

資料1-32 ヘリコプター離着陸場予定地一覧

第6節 緊急輸送車両の取り扱い

【担当 │ 災害対策本部

災害対策基本法第76条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等確認申請書を警察本部、宇治警察署又は交通検問所に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料 1-36 緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報 情報入手先	
本部事務局	緊急輸送車両の取り扱い	
	被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
	緊急輸送車両の取り扱い	
本部事務局	緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部 宇治警察署又は交通検問所

第7節 災害救助法による輸送基準

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害救助法による輸送基準	
	輸送に要する経費	関係課

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害救助法による輸送基準	
心伤少红	輸送に要する経費	財務課

1. 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2. 費用の限度

当該地域における通常の実費

3. 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第8節 公用自動車等(市有車両)の現況

担当	災害対策本部	総務班、消防班、福祉班、生活環境班
担ヨ	火舌刈泉本部	建設班、上水道班、教育班

公用自動車等一覧表は、資料1-37のとおりである。

資料 1-37 公用自動車等(市有車両) 一覧表

第16章 給 水

I m x I a	7/2 - 1 1 fefe 1 1 im	1 1 1//
担当	災害対策本部	上水:直班
1	2 C D \1 \1 \1 \1 \1 \1	

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する応急給水体制の確立を図るための必要な事項について定める。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

第1節 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として市が行うものとするが、当市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が実施するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催	
上小坦班	被災状況(水道施設、市内各地)	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催	
上小坦坦	給水活動方針等	上水道班

第2節 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって支給し、又は確保するものとする。

- (1) 給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。
- (2) 仮設配水管により供給する。
- (3) 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
1. → ハ・光 エコエ	計画に沿った体制	
上水道班	断水等の状況(全市域)	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	計画に沿った体制	
上小坦班	動員体制、給水方法	上水道班全職員

第3節 災害救助法による飲料水の供給

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	法に則った給水活動	
上小坦班	適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
しずみまれ	法に則った給水活動	
上水道班	災害救助法による飲料水の供給	上水道班全職員

(1) 対象

災害のため現に飲料水を得ることができない者(必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。)

- (2) 費用の限度 ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等 で、当該地域における通常の実費
- (3) 供給期間 災害発生の日から7日以内

第4節 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数を資料1-33 に示す。 資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力および調達可能数

第17章 食料供給

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。その際、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

第1節 食料供給の方法

担当 災害対策本部 ┃総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	食料供給の対象者、内容の決定	
- 神)生)江	食料供給を必要とする対象者の居場所、人数	総務班、地区統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
=国 /去式广	食料供給の対象者・内容の決定	
調達班	食料供給の実施及び対象者、内容、数量	対象者

1. 実施責任者

実施責任者は、市長とする。

2. 食料供給の対象者

- (1) 避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3. 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。 なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第2節 給食に必要な米穀の確保

担当 災害対策本部 産業班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
	災害時における米穀の調達	
産業班	給食に必要な米穀の数量	本部事務局
生未虹	災害救助法が適用された場合の米穀調達	
	給食に必要な米穀の数量	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
	災害時における米穀の調達	
産業班	市内米穀小売業者から調達が困難な場合、米穀調達要請	府知事
生 耒班	災害救助法が適用された場合の米穀調達	
	知事の指示により政府米の引渡し要請	農林水産省生産局農産部貿 易業務課(米殼業務班)

1. 災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者にとう精を依頼するものとする。

2. 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 市長は、給食に必要な備蓄米の情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、 担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して知事に報告するものと する。
- (2) 市長は、備蓄米の供給要請を知事に行う他に、農林水産省生産局貿易業務課 (米殼業務課) に対して直接連絡を行うことができることとする。

この場合、市長は、必ず連絡内容を知事に報告し、知事からの供給要請を依頼する。

- (3) 市長は、知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。
- (4) 市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量を 知事に報告するものとする。

第3節 乾パンの調達

ı	担当	災害対策本部	調達班

市長は、乾パンによる給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

第4節 その他の食品の調達

担当	災害対策本部	調達班
----	--------	-----

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、知事にあっせんを 要請するものとする。または、京都南部都市災害時相互応援協定団体において協 定を締結している民間業者に要請する。

なお、食品の調達にあたっては衛生管理に注意を払い、適切な方法に沿って実施し安全な食品調達に万全を期す。

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

第5節 輸 送

担当 │災害対策本部 │総務班、調達班、地区統括班

原則として「本編第 20 章輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

第6節 炊き出しの計画

担当 災害対策本部 福祉班、教育班

1. 炊き出し実施場所、施設状況等

炊き出し実施場所、設備状況等は、資料1-34のとおりである。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

2. 炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

3. 炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業員 及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出 し施設ごとに備え付けるものとする。

第7節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

担当 災害対策本部 福祉班

1. 対象

避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

2. 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

3. 給与期間

災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、 この期間内に3日分以内を現物支給

第 18 章 生活必需品その他物資供給

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品及び応急復旧資材について、 これらの迅速な確保と配給又は貸与の円滑化を期すために必要な事項について 定める。

第1節 物資の調達等

担当 災害対策本部 調達班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
细净加	調達体制の確立	
調達班	物資保有業者の情報	本部事務局

1. 責任者

物資の調達は、災害の状況に応じて、市長は、あらかじめ各種物資保有業者を 把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。なお、被 災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズ の違いに配慮するものとする。

2. 生活必需品

被災者の支給又は貸与する生活必需品とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服 普通着で、作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着 肌着、靴下の類
- (4) 身回り品 タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、乾電池、LPガス、灯油等の類

3. 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、パネル、くぎ、針金、かわら等の類 資料1-40 災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

第2節 災害救助法適用の場合の措置

担当 災害対策本部 福祉班

- (1) 福祉班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画をたてる。
- (2) 配分計画に基づき、直ちに必要量を府山城広域振興局長に要請する。
- (3) 府山城広域振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて、速やか

に被災者に配分する。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

担当	災害対策本部	福祉班
		ШШТ

災害救助法が適用されない場合においては、市長は被災の実情に応じ適宜同法に定める基準に応じて、生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

第4節 市内の物資の主な販売業者

担当	災害対策本部	調達班

市内の生活必需品その他物資の取扱店は別途定めるものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
	調達体制の確立	
調達班	物資保有業者の情報	本部事務局

第5節 物資の輸送、配給方法と配給場所

担当	災害対策本部	総務班、	調達班、	地区統括班
15 3	火百八水平即	小心なカジエ、	则是处、	

現地への物資の輸送は原則として本編第 20 章「輸送」によるものとするが、 必要に応じ臨機の措置をとるものとし、町内会、自治会長等を通じ配給するもの とする。また、配給場所は、指定避難所とする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
形心4为 <i>以</i> 工	物資供給量・時間・場所	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
松纷少工	物資供給量・時間・場所	秘書課(車両)、人事課

第6節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準

担当 災害対策本部	福祉班
-----------	-----

1. 対 象

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 品 目

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品等
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3. 費用の限度

季節、世帯区分及び被害別により、1世帯当りに対し災害救助法施行細則に定める額以内(季節の区分は、災害発生の日をもって決定する)

4. 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内とする。

第 14 章 飲料水、食料、生活必需品等の供給

震災時において、被災者の生命と生活を維持し、精神的な不安を取り除く上からも、飲料水、食料、生活必需品等の迅速な供給が必要である。

本章では、飲料水、食料、生活必需品等の供給について必要な事項を定める。 被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズ の違いに配慮するものとする。

第1節 飲料水の供給

担当	災害対策本部	上水道班

震災時における飲料水の確保は、生きていく上で極めて重要である。

宇治市では浄水場やポンプ場、配水池が各所に点在していることから、震災時の飲料水確保のため、主要な配水池に緊急遮断弁の設置、また自己水源のある浄水場に応急給水栓の設置に取り組む。市民に対しては3日分の飲料水等の備蓄を呼びかけており、市民と協力しながら効率的な飲料水供給を行う。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	
	給水方法の詳細決定		
上水道班	断水等の状況(全市域)	本部事務局、各班	
工小坦班	近隣市町村への応援要請		
	断水等の状況(全市域)、水道施設の被災状況	本部事務局、各班	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	
	給水方法の詳細決定		
上水道班	動員体制、給水方法	班員	
上小坦班	近隣市町村への応援要請		
	要請内容(必要水量や輸送方法等)	応援要請対象市町村	

1. 給水基準

生命活動の維持のため、必要最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットル程度の給水を基準とする。

2. 給水の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

3. 給水の方法

(1) 給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。

- (2) 仮設配水管により供給する。
- (3) 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。 なお、市の現有の給水能力については、資料1-33に示す。

資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

4. 医療機関等への応急給水

緊急に水を必要とする医療機関、福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先して応急給水を行う。

5. 供給期間

災害発生の日から7日以内 (必要な場合は、期間を延長する)

6. 近隣市町村による物資応援

給水活動が当市において実施できない場合、近隣市町村に応援を要請する。 その場合、早急に必要な量、輸送方法(配送先)等を連絡し、迅速に対応する。 また、近隣市町からの応援の申し出があった場合は、上下水道部が調整のうえ 受け入れる。

第2節 食料の供給

担当 災害対策本部 総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班

市民には、3日分以上(できれば1週間分)の備蓄及び相互扶助による対応を呼びかけているが、やむを得ず非常持ち出しができない場合等により不足する分については、以下のように供給を行う。

1. 食料供給の方法

(1) 実施責任者

実施責任者は、市長とする。

- (2) 食料供給の対象者
 - ア. 避難所、救護所等に収容されている被災者
 - 4. 住家被害で炊事のできない被災者
 - ウ. 病院、ホテル等の滞在者
 - エ. 救助、救護、防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定める ボランティア

(3) 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。 なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等 により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者につい て適切な食料が供給されるよう努める。

2. 給食に必要な米穀の確保

(1) 災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者に

とう精を依頼するものとする。

- (2) 災害救助法が適用された場合の米穀(災害救助用米殻(政府備蓄米、以下「備蓄米という。」)) の調達
 - 7. 市長は、給食に必要な備蓄米の情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、 担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して知事に報告するもの とする。
 - イ. 市長は、備蓄米の供給要請を知事に行う他に、農林水産省生産局農産部貿易 業務課(米殻業務課)に対して直接連絡を行うことができることとする。
 - り. 市長は、知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。
 - エ. 市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量 を知事に報告するものとする。

3. 乾パンの調達

市長は、乾パンによる給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

4. その他の食品の調達

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、知事にあっせん を要請するものとする。または、京都南部都市災害時相互応援協定団体におい て協定を締結している民間業者に要請する。

また、行政のみならず、民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用する ことにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間業者 等との協力に関する協定を締結していく。

なお、食品の調達にあたっては衛生管理を払い、適切な方法に沿って実施し 安全な食品調達に万全を期す。

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

5. 輸 送

原則として「本編第 16 章 緊急輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

6. 炊き出しの計画

(1) 炊き出し実施場所、施設状況等 炊き出し実施場所、設備状況等は、資料 1-34 のとおりである。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

(2) 炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自 治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

(3) 炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業 員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊 き出し施設ごとに備え付けるものとする。

7. 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

(1) 対 象

避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等

のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 給与期間

災害発生の日から7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内 を現物支給

第3節 生活必需品の供給

担当	災害対策本部	総務班、	福祉班、	調達班、	地区統括班	
----	--------	------	------	------	-------	--

震災による家屋の倒壊、焼失などにより、生活必需品を失った人たちの生活確保のため、生活必需品の供給を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先	
	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請		
調達班	供給計画の内容	総務班	
- 前生灯	近隣市町村による物資応援		
	必要な物資の品目・数量	総務班	
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所		
下心1分少工 	物資供給量・時間・場所	本部事務局	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請	
調達班	必要とする生活必需品の内容・数量等	要請先(市内外の業者)
	近隣市町村による物資応援	
	生活必需品の調達結果の内容・数量等	近隣市町村
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
和初分以工	物資供給量・時間・場所	秘書課(車両)、人事課

1. 供給の対象者

住家の全壊、半壊等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2. 供給物資

生活必需品の給与又は貸与は被害状況に応じ、次に挙げる品目の範囲内において行う。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3. 災害対策用備蓄生活必需品の供給

市備蓄の災害対策用生活必需品を供給する。

- (1) 供給できる必要数量を把握し、供給計画を立てる。
- (2) 生活必需品の供給にあたっては、ボランティアの協力を得て、関係各機関と連携をとりながら行う。
- (3) 避難施設等における受け入れ配布にあたっては、避難所の自治組織、ボランティア等の協力を得て行う。
- (4) 生活物資の配布にあたっては、高齢者、乳幼児、障害のある人など特別なニーズを持つ人達に配慮を行う。

4. 市内外の小売・卸売業者等に対する流通備蓄の放出要請

大規模小売店、卸売業者、小売店、食品製造業者に協力を要請し、生活必需品を調達する。

調達品は、避難所に直接搬送するものとし、不可能な場合は、一次集積所に 受け入れ、仕分けした上で、各避難所に搬送する。

5. 救援物資の配布

救援物資については、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けのうえ 各避難所へ搬送する。配布方法についてもあらかじめ定めた手順で行う。

6. 供給期間

災害発生の日から 10 日以内 (必要な場合は、期間を延長する)

7. 近隣市町村による物資応援

生活必需品の供給が本市において実施できない場合、近隣市町に応援を要請する。その場合、早急に必要な物資の品目、量、輸送方法(配送先)等を連絡し、 迅速に対応する。

資料 1-40 災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

第16章 緊急輸送

震災時における重傷者の搬送、緊急物資の輸送等緊急対策を迅速に行うためには、緊急輸送手段の確保を図っておく必要がある。

本章では、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第1節 緊急輸送手段の確保

市民の救援・救護のための輸送手段として、次の措置をとる。地震災害発生時に必要とする輸送手段が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっせんを要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	航空機による輸送	
総務班	地上輸送、移送の可否	総務班
総務班	緊急輸送手段の確保	
松坊坦	緊急輸送手段の確保の指示	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	
本部事務局	航空機による輸送		
総務班	発着予定場所	山城広域振興局、京都市長	
	緊急輸送手段の確保		
総務班	輸送手段の確保	秘書課(車両)、人事課 関係機関	

1. 公用車の配車

緊急時の運用は、災害対策本部が一括管理する。

2. 自動車等の借り上げ

市所有の車を利用してなお不足が生じる場合は、関係機関又は職員の自動車等を使用又は借り上げる。

この場合、借り上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送(移送)区間及び借り上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3. 航空機(ヘリコプター)による輸送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害時の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対して航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料 1-32 のとおりとする。また、次の点に留意する。

- (1) 発着地点で石灰等で 円 を描き、地点を明示する。
- (2) 地点で煙をたて風向きをはっきりさせる。
- (3) 夜間は投光等により発着地点を標示する。

資料1-32 ヘリコプター離着陸場予定地一覧

第2節 輸送力確保についての協力要請

担当 災害対策本部 総務班

救援・救護のための輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請する。

- 1. 西日本旅客鉄道㈱
- 2. 京阪電気鉄道㈱
- 3. 京都京阪バス㈱
- 4. 近畿日本鉄道㈱
- 5. 京都市営地下鉄
- 6. その他民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
松纺红	物資供給量、時間、場所、被害状況、地理等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報 情報伝達先		
総務班	輸送力確保についての協力要請		
松务以	輸送方法の指示、協力要請	関係機関	

第3節 緊急通行車両の取り扱い

[-H 7] 7	/// 	1. 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.
担当	災害対策本部	本部事務局
153	1 7/2 EL 7/1/1/1/1/11	7 1 711 - 1 1771

災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等確認申請書を警察本部、宇治警察署又は交通検問所に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料 1 - 36 緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報 情報入手先		
本部事務局	緊急通行車両の取扱い		
本 前 事 伤 问	被害状況	各班、関係機関	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
	緊急通行車両の取扱い	
本部事務局	緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部 宇治警察署又は交通検問所

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧 平成2

1. 宇治市が単独で締結

種別		締結年月日	機関名
応急工事等	1	平成17年4月14日	京都UC会
		平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治官工事業協同組合 宇治市祖天下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
	4	平成21年3月23日	宇治地域災害防止組合
	5	平成21年6月8日	一同建設協同組合
	6	平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
	7	平成24年6月15日	FPC京都
	8	平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
	9	平成28年4月27日	山城災害復旧協会
	10	平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
	11	平成25年8月26日	京都南廃棄物事業協同組合
応急対策	12	平成27年1月27日	京都南生コンクリート協同組合
	13	平成28年10月20日	日本下水道事業団
	14	平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
災害時放送	15	平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
情報発信	16	平成25年10月7日	ヤフ一株式会社
4.75 - 45 (1)	17	平成26年1月29日	ライフネット協会
物質の提供	18	平成26年9月4日	株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
災害ボランティア活動の推進	19	平成27年1月14日	宇治市災害ポランティアセンター
寺設公衆電話の設置・利用	20	平成29年3月9日	西日本電信電話株式会社京都支店
相互協力	21	平成15年7月17日	宇治郵便局、伏見東郵便局
情報共有	22	平成17年3月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長
放流による 情報伝達	23	平成17年8月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
安心メールの運用	24	平成17年9月30日	京都府
防災情報システム	25	平成19年4月1日	京都府
南部都市相互応援	26	平成22年4月1日	宇治市以下 1 0 市町
震度情報ネットワークシステム	27	平成23年4月1日	京都府
連携協力	28	平成26年11月25日	京都大学宇治キャンパス
	29	平成23年11月13日	福井県越前市
災害相互応援		平成23年11月13日	山口県宇部市
		平成24年2月22日	沖縄県那覇市
		平成26年6月25日	東京都小金井市
災害時応援	33	平成26年7月7日	近畿地方整備局
	種別 応急工事等 応急対策 応急対策 災害時放送 情報発信 物資の提供 災害ボランティア活動の推進 特設公衆電話の設置・利用 相互協力 情報共有 放流による達 安心メールの運用 防災情報システム 南部都市相互応援 震度情報ネットワークシステム 連携協力	種別	応急工事等 1 平成17年4月14日 2 平成17年4月14日 2 平成17年8月24日 3 平成19年3月27日 4 平成21年6月8日 5 平成21年6月8日 6 平成23年12月26日 7 平成28年4月15日 8 平成25年2月15日 9 平成28年4月27日 10 平成28年1月27日 11 平成29年3月8日 12 平成27年1月27日 13 平成28年10月20日 14 平成29年3月8日 15 平成24年4月1日 16 平成25年10月7日 17 平成26年1月29日 18 平成26年1月月1日 17 平成26年1月月1日 18 平成26年9月4日 19 平成27年1月14日 19 平成27年1月14日 19 平成27年1月14日 19 平成27年1月17日 16 報報 19 平成27年1月17日 17 18 18 平成17年8月31日 18 大阪流による 19 平成17年8月31日 18 大阪流による 19 平成17年8月31日 19 平成17年8月31日 19 平成17年8月31日 19 平成17年8月31日 19 東京27年1月18日 20 平成17年9月30日 19 東京27年1月18日 21 平成17年8月31日 22 平成17年8月31日 23 平成17年8月31日 24 平成17年8月31日 25 平成22年4月1日 26 平成22年4月1日 27 平成23年4月1日 28 東京27年1月13日 29 平成23年11月13日 29 平成23年11月13日 19 平成24年2月22日 11 平成24年2月22日 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

平成29年4月1日現在

2. 旧京都南部都市広域行政圏推進協議会で締結し、現在は各市町村連名で締結(宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町)

種別		締結年月日	機関名
食料品・生活物資の提供	1	平成16年4月27日	株式会社平和堂
	2	平成16年4月27日	株式会社ユタカファーマシー
	3	平成16年12月10日	イオンリテール株式会社東近畿カンパニー
飲料の提供	4	平成19年3月27日	コカ・コーラウエスト株式会社
	5	平成19年3月27日	樋口鉱泉株式会社
その他	6	平成17年3月25日	京都中央葬祭業協同組合
	7	平成17年3月25日	全国霊柩自動車協会
	8		社団法人 京都府エルピーガス協会 宇治支部
	9	平成20年3月13日	Fレンタリース株式会社

3. 関西広域連携協議会で締結

種別		締結年月日	機関名
帰宅困難者に対する支援	1	平成17年2月17日	株式会社ローソン、株式会社セプ・ンイレプ・ン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピ・エム・近鉄、株式会社デ・イリーヤマサ・キ、株式会社コストア、国分グ・ローサース・チェーン株式会社、株式会社ミニストップ、、株式会社ポープ・ラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家デ・ィー・アント・・シー

4. 宇治市・城陽市・久御山町で締結

種別		締結年月日	機関名				
	1	平成9年3月25日	宇治久世医師会				
災害医療救護活動		平成27年8月14日	宇治久世歯科医師会				
	3	平成27年8月14日	城南薬剤師会				

5. 宇治市が締結している避難者受入に関する協定

種別		締結年月日	機関名
空地のみ	1	平成15年4月1日	株式会社セレマ ・パルティール京都
	2	平成15年12月16日	学校法人立命館 ・ ・
	3	平成15年12月24日	株式会社平和堂 アルプラザ宇治東 *立体駐車場(水害時に限り使用)
	4	平成23年9月1日	京都府立鴨沂高等学校 ・城南の丘グラウンド
	5	平成27年5月23日	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院 ・第1駐車場
建築物の一部+空地	7	平成15年2月6日	京都府立城南菱創高等学校
	8	平成15年2月17日	京都府立東宇治高等学校
	9	平成15年2月17日	京都府立莵道高等学校
	10	平成15年3月19日	学校法人立命館 ·立命館宇治高等学校
	11	平成15年11月26日	学校法人明珠学園 ·京都翔英高等学校 第二体育館
	12	平成15年12月15日	城南勤労者福祉会館
	13	平成15年12月24日	学校法人京都文教学園 ・宇治キャンパス
	14	平成18年7月10日	南宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市南宇治コミュニティセンター
	15	平成18年7月10日	西小倉地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市西小倉コミュニティセンター
	16	平成18年7月10日	槇島地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市槇島コミュニティセンター
	17	平成18年7月10日	東宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市東宇治コミュニティセンター
	18	平成18年8月1日	学校法人京都黎明学院 ・京都芸術高等学校炭山体育館
	19	平成23年9月1日	京都府立宇治支援学校
・広域避難場所 防災拠点の一部 ・応援部隊のヘリコプター離着陸 場所	20	平成23年3月14日	国立大学法人京都大学 ・京都大学宇治総合運動場

	種別		締結年月日	機関名
福祉避難所	障害者福祉施設	1	平成24年1月27日	京都府立宇治支援学校
		2	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・ワークセンター宇治作業所
		3	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・デイセンター宇治作業所
		4	平成25年6月26日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・宇治作業所のびのび
		5	平成24年1月27日	社会福祉法人 同胞会 ・同胞の家
		6	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬学園 通所部
		7	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬学園 入所部
		8	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬寮
		9	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・宇治川福祉の園
		10	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・槙島福祉の園
		11	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・志津川福祉の園
	高齢者福祉施設	12	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 天ケ瀬苑特別養護老人ホーム
		13	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園特別養護老人ホーム
		14	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園白川特別養護老人ホーム
		15	平成26年3月20日	社会福祉法人 宇治明星園 ・伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
		16	平成24年12月17日	社会福祉法人 一竹会 ・宇治さわらび園特別養護老人ホーム
		17	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治病院 ・笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム
		18	平成24年12月17日	社会福祉法人 悠仁福祉会 ・ヴィラ鳳凰特別養護老人ホーム
		19	平成26年3月20日	社会福祉法人 マイクロ福祉会 ・特別養護老人ホーム まごころ園
		20	平成27年3月21日	社会福祉法人 京都愛心会 ・特別養護老人ホーム 宇治愛の郷

種別		締結年月日	機関名
	1	平成27年3月23日	青少年文化研修道場
Jacqu************************************	2	平成27年3月23日	庚申曾龍神総宮社
帰宅困難者の一時滞在施設	3	平成27年3月23日	生長の家宇治別格本山
	4	平成27年3月23日	天理教中背大教会

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

所 在 地	名 称 (G:グランド)	座 標	面積 (㎡)	管理者	連絡先	担当署
宇治市広野町 八軒屋谷	山城総合運動公 園 陸上競技場	E135° 48 29 \\ N 34° 51 59 \\	21, 980	京都府	0774 24-1313	中消防署
宇治市伊勢田町西遊田1-1	府南部総合地 方卸売市場G	E135° 46 08 \\ N 34° 53 13 \\	9,000	宇治市 公園公社	0774 39-9251	西消防署
宇治市小倉町 蓮池 20-1	西宇治公園	E135° 46 47 N 34° 53 51	14, 000	宇治市 公園公社	0774 39-9251	西消防署
宇治市五ケ庄 三番割	京都大学 宇治総合運動場	E135° 48 45 N 34° 54 28	55, 296	京都大学 (学生科)	075 753-2504	東消防署
宇治市五ケ庄 三番割	黄檗公園 野球場	E135° 48 43 N 34° 54 33	11, 500	宇治市 公園公社	0774 39-9249	東消防署
宇治市池尾 仙郷山	喜撰山ダム	E135° 51`16`` N 34° 53`21``	4, 800	関西電力(株) 京都支店	075 344-7406	東消防署
宇治市西笠取 辻出川西	アクトパル宇治 桜の広場	E135° 46 47 N 34° 53 51	3, 300	宇治市野外 活動センター	075 575–3501	東消防署

資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

平成27年9月現在

種別	容量・規格	保有台数	所属
給 水 車	2,000リットル	2台	公営企業上下水 道部
II .	3,000リットル	2台	"
据置給水タンク (金属製)	1,000リットル	3台	IJ
JJ	700リットル	4台	IJ
』 (ポリエチレン製)	1,000リットル	4台	IJ
JJ	500リットル	4台	JJ
ル (布製)	5,700リットル	1台	IJ
JJ	4,000リットル	1台	JJ
蛇口スタンド (6栓)	給水車に接続	6基	IJ
" (4栓)	消火栓に設置	10基	JJ
据置給水タンク運搬可能車	1トン トラック	2台	11

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

平成28年10月1日現在

炊き出し所			į	没備内容		炊き出し かま かま かま かま かま かま かま かま かま か	炊き出し	
の名称	所 在 地	釜(種別) (数量) ¦%	数量	水源	火力源	能 力 (炊飯量) (リットル)	可能人員 (人)	
御蔵山小学校 TEL39-9156	木幡御蔵山	190 140	2 6	上水道	都市ガス "	594	2, 970	
木幡小学校 TEL39-9154	木幡赤塚	190 140	1 5	II II	II II	433	2, 165	
岡屋小学校 TEL39-9152	五ケ庄寺界道	140	6	IJ	都市ガス	408	2, 040	
南部小学校 TEL39-9150	五ケ庄戸ノ内	140	6	II	プロパンガス	408	2,040	
宇治小学校 黄檗中学校 TEL39-9145	五ケ庄三番割	190 140 130	1 1 3	II II	都市ガス " "	350	1,750	
三室戸小学校 TEL39-9148	蒐道岡谷	140 80 110	3 1 1	II II II	II II	294	1, 470	
菟道小学校 TEL39-9110	宇治塔ノ川	140 110	4))]]	II II	326	1,630	
菟道第二小学校 TEL39-9112	宇治琵琶	140 110	4 2))))	II II	380	1,900	
槇島小学校 TEL39-9117	槇島町吹前	140 190	4))))	プロパンガス "	365	1,825	
北槇島小学校 TEL39-9119	槇島町本屋敷	140 110	4 1	II II	都市ガス "	326	1,630	
神明小学校 TEL39-9114	神明石塚	140 190	4 1	IJ IJ	プロパンガス "	365	1,825	
小倉小学校 TEL39-9121	小倉町西畑	140 190	6 1	IJ IJ	都市ガス "	501	2, 505	
南小倉小学校 TEL39-9131	小倉町南浦	140 110	1 4	IJ IJ	II II	284	1, 420	
北小倉小学校 TEL39-9129	小倉町堀池	140 110	3 2	IJ IJ	プロパンガス "	312	1, 560	
西小倉小学校 TEL39-9127	伊勢田町遊田	140 110	4))]]	都市ガス "	326	1,630	

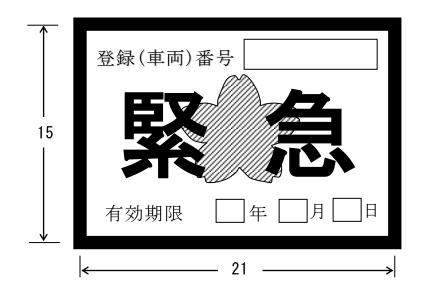
かき出し 正			Ī	設備内容	炊き出し 能 力	炊き出し	
炊き出し所 の 名 称	所 在 地	釜(種別) (数量) ソッシ	数量	水源	火力源	能 力 (炊飯量) (リットル)	可能人員 (人)
伊勢田小学校 TEL39-9125	伊勢田町井尻	140	6	上水道	都市ガス	408	2, 040
大開小学校 TEL39-9136	広野町大開	140	6	"	プロパンガス	408	2, 040
大久保小学校 TEL39-9134	広野町中島	190 140 80	2 2 1))))))	都市ガス " "	222	1, 110
平盛小学校 TEL43-8652	大久保町平盛	140 110	4 2))))))))	380	1, 900
西大久保小学校 TEL39-9138	大久保町旦椋	140 110	3 2))]]	<i>II</i>	312	1, 560

資料1-36 緊急通行車両取扱様式

別記様式第1

記号及び受理番号	3 3	京 事前第	号	受理年月日	年	月	В	京	亊前第	号	
災 害 緊急事態応急外 緊急事態応急外 地震防災 国民保護措		緊急通行車両	等事前履	出書				地震防	書 態応急対策用 炎 保護措置用	緊急通行車両等亊前届出済証	
京都府公安委員	金 殿		申請	F 月 日 持者 住所 電話 氏名		(fi))	左記	のとおり事前履	出を受けたことを証する。 年 月 日 京都府公安委員会 印	
指定行政機関等	1 指3 機関を3 機関・B	定行政機関 2 含む。)4 指定 団体 7 その他	指定地方 2公共機関 1	5行政機関(3 月 5 指定均	3 地方公共 地方公共機関	団体 (韓	執行 関係		こは、この届出	原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時 沿済証を最寄りの警察本部(交通規制課)警察署、交通検問所等 5の手続を受けてください。	
番号標に表示さ れている番号										rの手称を支げてくたさい。 Fを亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事	
災害・緊急事 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	護 4 6 清排 の維持 10 食精 物質に。	版の発令等 2 児童・宇徒の 帰、 5 原、 5 日本・宇 日本・宇 日本・宇 日本・宇 日本・宇 日本・宇 日本・宇 日本・宇	②息の数報 3生 7 3確保 9 1の物資の 12 輸道	f 5 施設・ 犯罪の予防、 9 災害の発生 D確保 11 fe	設備の応急 交通の規制 5の防御、拡 対線量の測	の復旧等 等社会科 大の防止	等 秩序 止 射性	項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載 事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を 行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。			
車両の用途(緊 急輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は品 名)											
使 用 者	住所 氏名				電話						
出 発 地											
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の 有無及びその活動地域	有	送賀県・大阪 その他(府・兵属	観・奈良県・	和歌山県)	#					
の里両に係るヨ 車両を使用して	野前届出(で行う業を 機関等の	作成し、それぞれ は自動車検査証では か申請に容を疎明する 際の内書等)の写し たさい。	「自動車機 「る書類	♥査証の写した (輸送協定書等	とび輸送協定 きがない場合	書等のii にあっ	当該				

第9号様式



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」 の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示す る部分を白色、地を銀色とする。
 - 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する 措置を施すものとする。
 - 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏 面)

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された目時が過ぎたときは、はやく警察にかえすこと。
- 2. 通行を確認する条件
 - (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
 - (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
 - (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

第10号様式

第一号	<u>コ.</u> プ		m²		\ 	<i>(</i>			/			₽₽	-1-1	年	月	日
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	会	、通	行	車	禸	確	認	証	明	書	知	事	1
														公安多	委員会	1
番号標	に標	京示														
Š	Z															
れてい	る番	号														
車両の月																
急輸送	を行	うう														
車両に	あっ	て														
は輸送	人員	又														
は品名)																
使用者	住	所												()	局 番
	氏	名														
通行	日	時														
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	/ →	T.			出	発力	也							目白	勺地	
通行	経	路														
備		考														

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

種類	総務班	消防班	生活	福祉班		** -0 -1-	上水道	±11 =±==1=	∧ =1
			環境班	介護	国保	建設班	班	教育班	合計
乗用車	7								7
乗用車(ワゴン)	2							0	2
乗用車(ワゴン) ※広報車	2								2
普通乗合(バス)	2							3	5
小型貨物車(ダンプ)			2						2
小型貨物車(バン)							0		0
小型貨物車(平ボデー)			5				1		6
塵芥車(プレス車2・4含)			30						30
公共応急作業車						2	1		3
給水車							4		4
軽四貨物車(保冷車含)	120						5	1	126
軽四貨物車 ※広報車	1						15		16
軽トラック	11					3	1		15
軽ダンプ	2		5						7
梯子付消防自動車		3							3
化学消防ポンプ自動車		2							2
水槽付消防ポンプ自動車		4							4
消防ポンプ自動車(ポンプ積載車含)		4							4
救助工作車(消防ポンプ)		2							2
高度救助資器材搬送車		1							1
救急自動車		6							6
指令車		4							4
指揮指令車		1							1
舟艇搬送車		1							1
水防資材搬送車		3							3
人員搬送車		1							1
広報車(査察車)		6							6
舟艇		2							2
軽四貨(小型動力ポンプ車)		5							5
救急普及啓発広報車		1							1
指令広報車		1							1
バイク(50cc)	4	5		12	3				24
電気自動車	2								2
軽乗用車	9								9
電動機付自転車	5								5
슴計	167	52	42	12	3	5	27	4	312

資料1-40 災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

(平成27年3月現在)

1. 協力店

	小売店等名	所在地	電話番号
1	フレンドマートG宇治市役所前店	宇治市宇治下居 46 番地 1	0774-28-6850
2	木村畳店	宇治市宇治妙楽 13-17	0774-21-4665
3	シューズショップ ヤスケ	宇治市宇治妙楽 168	0774-21-2977
4	太田電機(株)	宇治市宇治妙楽 29	0774-21-2525
5	村田寝具(株)	宇治市大久保町西ノ端 1-21	0774-41-2868
6	雨堤商店	宇治市木幡正中 43	0774-31-8710
7	(株)平和堂フレンドマート御蔵山店	宇治市木幡平尾 27-1	0774-38-1820
8	宇治石油(株)	宇治市菟道荒槇 19-14	0774-22-3717
9	ホームセンターダイキ宇治東店	宇治市菟道平町 42-2	0774-38-0701
10	澤田清治	宇治市開町 28-10	0774-43-5111
11	(株)大久保薬局	宇治市広野町西裏 100	0774-41-6988
12	(株)アルペン 宇治店	宇治市槇島町大川原 16	0774-20-5531

2. 対象品目

品目群	主な品目
①被服・寝具	幼児服、雨衣、防寒衣、下着大人用、靴下、軍手、ジャージ上下、毛布 布団、タオルケット
②日用品等	石けん、歯ブラシ、歯磨(チューブ)、洗剤、シャンプー、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、ごみ袋、バケツ、紙おむつ大人用、紙おむつ子供用、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク(20リットル)、ブルーシート、使い捨てカイロ、ゴム長靴、運動靴、かさ、スコップ
③食器等	茶わん、皿、はし、紙コップ、紙皿、鍋、包丁、まな板、ヤカン、 缶切り
④光熱材料	簡易ライター、マッチ、ローソク、灯油、乾電池、懐中電灯、 卓上ガスコンロ、カセットボンベ
⑤応急復旧資材	セメント、畳、釘、針金、トタン板、ベニヤ板、たる木、ロープ、 土のう袋

[※]調達可能な品目は協力店により異なる

京都府府民生活部消費生活安全センター

3. 調達フロー図

要請連絡あっ旋・調達輸送

調達班 → 府広域振興局 → 府消費生活 → 生活物資協力店 → 宇治市 総務室・地域総務室 安全センター

あっ旋・調達 輸送

(大量の建築資材が必要な場合) → 府指導検査課 → 建設、建材業者 → 宇治市